

所沢市告示 第271号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条
第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年5月21日

所沢市長 小野塚 勝徳

記

- 1 撤去した日 令和7年5月19日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 7台
- 4 返 還 日 同条例第21条第2項に規定する告示の日より44日間
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)
- 5 返 還 場 所 喜多町自転車駐車場内保管場所
喜多町2番12号
電話04-2924-9419
月～土曜日(12/29～1/3を除く)
午前9:00～午後5:30
- 6 問い合わせ先
 - (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
 - (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課
電話04-2998-9140

所沢市告示第272号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年5月21日

所沢市長 小野塚 勝俊

1 指定公金事務取扱者の名称等

住 所 埼玉県所沢市寿町27番7号 コンセールタワー2F
名 称 所沢商店街連合会
代表者名 会長 大木 敬治

2 取り扱う公金の種類

商工使用料（市営駐車場使用料）

3 指定をした日等

指 定 日 令和7年5月15日
委 託 日 令和7年6月 1日

4 公金の取扱期間

令和7年6月1日から令和12年3月31日

所沢市教育委員会告示第8号

令和7年5月所沢市教育委員会会議（定例会）を次のとおり招集する。

令和7年5月21日

所沢市教育委員会
教育長 岩間 健一

記

- 1 日 時 令和7年5月28日（水）午前10時00分から
- 2 場 所 市役所6階 604会議室
- 3 議 事
議案第5号 令和7年度所沢市学校運営協議会委員の任命について
- 4 協 議 事 項
- 5 報 告 事 項
- 6 そ の 他

所沢市議会告示第 7 号

所沢市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月21日

所沢市議会議長 粕谷 不二 邦

所沢市議会告示第 8 号

所沢市議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年5月21日

所沢市議会議長 粕谷 不二 邦